



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 殿 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 ( 公 印 省 略 )

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和3年7月8日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D008(28)を次のように改める。

(28) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン - 6(IL-6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

## 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後 行 別添 1 別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D000~D007 (略) D000~D007 (略) D 0 0 8 内分泌学的検査 D 0 0 8 内分泌学的検査 (1)~(27)(略) (1)~(27)(略) (28) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含し (28) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含 む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法 む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法 又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロ により血清又は血漿中のインターロイキン - 6(IL イキン-6(IL-6)を測定した場合は、本区分の - 6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホ 「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用 ルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療 して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、 につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した 本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載す 年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学 ること。また、医学的な必要性から一連の治療につき 的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する 3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を 場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の 診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 摘要欄に記載すること。 (29) (略) (29) (略)